

障害者ホームヘルプサービス条例（昭和58年清水町条例第18号）を廃止する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(条例廃止)	障害者ホームヘルプサービス条例
	(目的) <u>第1条</u> この条例は、日常生活を営むのに支障がある精神障害者等の家庭に対して、ホームヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣し、日常生活の援助をすることを目的とする。
	(派遣対象) <u>第2条</u> ヘルパーの派遣対象は、次の各号の一に該当する者で、日常生活を営むのに支障があり、家庭の介護を十分に受けることができない者（以下「対象者」という。）のいる家庭とする。 (1) 精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けている者 (2) 手帳の交付申請と派遣の申し出を同時に行なっている者 (3) その他町長が必要と認めた者
	(援助の内容) <u>第3条</u> ヘルパーは、対象者に対して、次に掲げる業務のうち、必要があると認める援助を行うものとする。 (1) 家事に関すること。 (2) 身体の介護に関すること。 (3) 相談及び助言に関すること。 2 ヘルパーの援助は、1日4時間以内とする。ただし、町長が特に認めたときはこの限りでない。
	(派遣の申し出) <u>第4条</u> ヘルパーの派遣を受けようとする者は、本人又はその属する世帯の生計中⼼者から町長に申し出るものとする。
	(派遣の決定) <u>第5条</u> 町長は、前条の申し出があつたときは、対象者及び家庭の状況等を調査し、派遣の要否を決定するものとする。
	(利用料の負担) <u>第6条</u> ヘルパーの派遣を受けた者は、別表に規定する基準により利用料を町長が

定める日までに納めなければならない。

(業務の委託)

第7条 町長は、ヘルパー派遣業務を社会福祉法人清水町社会福祉協議会に委託するものとする。

第8条 町長は、ヘルパー派遣業務の運営について監督し、必要な指示を行うものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。